

大田区

休息時間を見直しへ

23区で初昼休み45分間に

大田区は、職員の休息時間を4月から廃止する条例改正案を、開会中の第1回定例会に追加議案として5日、提案した。昨年7月に見直しとなった国に準じたもので、今日にも可決される見通しだ。大田区では現在、昼休みとして、休憩時間45分に休憩時間15分を加えて1時間を確保しているが、見直されると45分間のみとなる。休憩時間については、総務省が各地方自治体に対し、国と同様に休憩時間を廃止するよう通知し、見直しの動きが進んでいる。条例が改正されれば、23区では大田区が初の見直しとなる。

■実働が30分延長

大田区職員の勤務時間は8時30分から17時15分まで。この間に休憩時間45分と、有給の休憩時間を午前と午後15分ずつ確保している。

見直されれば休憩時間を廃止し、休憩時間のみとなる。このため、休憩時間を加えて1時間を確保している昼休み時間が12時から12時45分までの45分間のみとなる。17時15分の終業時間は変わらず

ないが、規定上は実働時間を30分延長される。また、清掃職場や保育園職場など、就業時間が行政職と異なる職場についても、「休憩時間45分、休憩時間30分」という制度設計は同じで、同

様に見直しとなる。国の見直しでは、従来の休憩時間30分、休憩時間30分について、休憩時間を廃止するとともに、休憩時間を1時間に改めた。これに伴い、終業時間を30分延長している。

また都内では、すでに松原村、奥多摩町、利島村、神津島村の4町村が休憩時間を見直したが、いずれも昼休みを1時間とし、始業・終業時間を変更している。

これに対して大田区は、休憩時間は45分間のまま、休憩時間だけ廃止した。1日8時間勤務とするには、終業時間の延長などが必要だが、その場合、例えば保育園に子どもを送り迎えする職員

などに対して、例外規定を設けることになる。職員課では「来庁した区民が、終業時間前に帰る職員の姿を見た場合、理解が得られるか」という問題もあったという。

■「昼食が大変…」

昼休み時間が見直された場合、どのような影響が出るのか。

区民対応の窓口は、現在も昼休みに交代で業務にあたっており、見直し後も変わりがなく、区民への影響はない。職員にとっては、昼休み時間が15分短くなったため、昼食の時間が確保できなくなる最大の課題だ。区役所の周辺には飲食店が多く、コンビニもある。弁当持参の職員も多い。職員課では、問題はないだろうとしながらも、「45分間は厳守する

少ない延長の園の大きなこの中心の所のとななる屋にと

特区連と清掃労組

確定交渉にらみ要求提出

区長会 給与水準に問題意識

特区連と東京清掃労組は6日、区長会に対し、賃金・労働条件の改善を

ず、公民比較対象に小規模企業を加えた昨年の人

間の任用歴を反映するこ

長職の昇任選考は、行政系と同じく短期選考を設

特区連が指摘した当局の姿勢について、「勧告は、民間給与実態調査を行い、民間の賃金を精確に調査した結果に基づき提出されたもの」と述べ、任命権者として尊重すべきものとの考えを示した。現業系人事制度について

支給率カーブのあり方を含め、検討する必要がある」と述べた。

東京清掃労組は、現業系の賃金制度と任用制度について要求書を提出。これに準じた扱いとするよう要求し、さらに「困難な業務が並べられて、

賃金・労働条件の改善を